

令和6年度福島県公立小・中・義務教育学校
臨時的任用職員、会計年度任用職員(非常勤職員)募集のお知らせ

～ ふくしまで 子どもの夢を あなたの夢を かなえませんか ～

福島県教育庁義務教育課

- 1 募集職種** 小・中・義務教育学校の臨時的任用職員（講師・養護助教諭・事務職員・栄養職員）
会計年度任用職員（非常勤職員）
- 2 勤務地** 県内7地域（県北・県中・県南・会津・南会津・相双・いわき）から希望する地域の指定が可能です。
- 3 任用期間** 令和6年4月1日から令和7年3月31日
(任用の形態、職種によって期間がかわります。)

4 勤務条件

職種	給与	勤務時間	休日
臨時的任用職員 (講師) (養護助教諭)	大学卒月給 21 万円程度 短大卒月給 19 万円程度 諸手当有り (経験年数等で異なります。)	7時間45分	土・日・祝日 年末年始
臨時的任用職員 (学校事務職員)	月給 16 万円程度 諸手当有り (経験年数等で異なります。)	7時間45分	土・日・祝日 年末年始
臨時的任用職員 (学校栄養職員)	月給 18 万円程度 諸手当有り (経験年数等で異なります。)	7時間45分	土・日・祝日 年末年始
会計年度任用職員 (時間講師等)	時給 2,610 円 (令和5年度単価)		

- 5 応募資格** 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する方
- (1) 各校種・職種に応じた免許状等を有する方
- 講師及び養護助教諭については、希望する校種・職種の免許状を所有する方又は取得見込みの方
- ※教育職員免許法の改正により、施行日（令和4年7月1日）時点で有効な免許状（休眠状態のものも含む）は、手続きなく、有効期限のない免許状となっております。しかし、施行日前に有効期限または終了確認期限を超過して「失効」した免許状では教職に就くことができませんので、十分に注意してください。
- なお、失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請手続きを行うことで、有効期限のない免許状の授与を受けることができます。
- 事務職員については、高校卒業の資格を有する方又は卒業見込みの方
(パソコンの操作ができる方)
- 栄養職員については、栄養士免許状を所有する方又は取得見込みの方

(2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない方

※身体に障がいのある方へ

身体に障がいのある方（身体障害者手帳1級から6級）についても上記の資格があります、教職員としての職務の遂行が可能な方の応募が可能です。

6 提出書類 このサイトに掲載している提出書類の様式をダウンロードし、作成してください。

7 応募方法 第一希望地域の教育事務所に、書留又は簡易書留にて郵送してください。

8 応募期間 令和6年度当初からの任用を希望する方は、**令和5年11月22日（水）から令和6年1月11日（木）**までの間に所定の手続きをしてください。

臨時の任用学校事務職員及び臨時の任用栄養職員については、応募状況により早めに締め切る場合がありますので留意してください。

なお、令和5年度途中の任用を希望される方は、随時応募を受け付けます。

9 採用 必要な書類を提出していただき、欠員等の状況により、書類選考、面接等を経て採用となります。詳しくは、下記の問合せ先にお問い合わせください。

10 問合せ先 福島県教育庁義務教育課 採用係（電話 024-521-7761）

または、申込み先の各教育事務所

（電話番号等の情報は、このサイトに掲載している説明資料1をご覧ください。）

応募にあたっては、このサイトに掲載している

説明資料1「令和6年度福島県公立小・中・義務教育学校の臨時の任用職員、会計年度任用職員（非常勤職員）を希望する方へ」に従って応募してください。

このサイトに掲載しているファイルは以下のとおりです。

＜説明資料＞

- 1 「令和6年度福島県公立小・中・義務教育学校の臨時の任用職員、会計年度任用職員（非常勤職員）を希望する方へ」
- 2 「志願書の記入について」
- 3 「職歴の記入について」
- 4 「職歴の記入例」
- 5 「職務の級及び号給決定計算書の記入について」
- 6 「職務の級及び号給決定計算書記入例」

＜提出書類＞

- 様式第1号 「志願書(Excel)」、「志願書(pdf)」
様式第2号 「職歴(Excel)」、「職歴(pdf)」
様式第3号 「教育職員免許状取得見込証明書」
様式第4号 「身体検査書」（職員健康診断票の写し可）
様式第5号 「職務の級及び号給決定計算書」
様式第6号 「職務の級及び号給決定計算書」の記入に係るチェックリスト

＜小論文課題＞

- 別紙小論文 「学校事務職員（任期付）」